二　前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「持株会社グループ（持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ロ中「自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において」とあるのは「持株自己資本比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六号まで（持株自己資本比率告示第二百三十二条第二項及び第二百八十条の四第一項において」と、同号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（当該持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該持株会社グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「自己資本比率告示第十四条各号」とあるのは「持株自己資本比率告示第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と読み替えるものとする。

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　その他金融機関等（持株自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二　前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」と、同号ロ中「自己資本比率告示第百六十七条」とあるのは「持株自己資本比率告示第四十五条」と、「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第三号中「国際統一基準行（銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行（銀行の連結子法人等である銀行を除く。）又は規制外国法人の連結子法人等を除く。）」とあるのは「国際統一基準持株会社」と、同号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

5　第一項の持株レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　持株レバレッジ比率の構成に関する事項

二　前連結会計年度の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

6　前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成するものとする。

ホ　持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二　持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

三　信用リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1)　リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

(2)　エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ハ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1)　使用する内部格付手法の種類

(2)　内部格付制度の概要

(3)　次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD／LGD方式を適用する場合に限る。）

(v)　居住用不動産向けエクスポージャー

(vi)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vii)　その他リテール向けエクスポージャー

四　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

五　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

六　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ　持株自己資本比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六号まで（持株自己資本比率告示第二百三十二条第二項及び第二百八十条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ　信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ　証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ　持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト　持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称